

2019 年度妊婦健康診査請求について

神奈川県産科婦人科医会では、神奈川県内各市町村（*横浜・川崎・横須賀の三市は除く）の妊婦健康診査請求事務を取り扱っております。

（神奈川県産科婦人科医会と医療機関との契約は結んでおりません。）

1. ご請求について

請求書・明細書・補助券（市町村送付用）を添えてご請求ください。

- ① 請求書・・・1枚の請求書に各明細書の総合計をご記入ください。

請求書は1枚のみの御提出。

月ごと、市町村ごとに請求書を分ける必要はありません。

- ② 明細書・・・市町村ごとに単価・件数・合計金額・保健指導の有・無を回数ごとにご記入ください。

- ③ 補助券・・・市町村送付用をお送り下さい。

（補助券へのホチキスの使用、バーコードへの穴あけはご遠慮下さい）

請求書・明細書については神奈川県産科婦人科医会ホームページ（<http://www.kaog.jp/>）よりダウンロードしてご使用下さい。

2. ご請求期限について

ご請求は1か月分（1日～末日）をまとめ翌月10日必着にてご郵送ください。

（各市町村から通達 保健指導の把握のため当月分→ 翌月10日必着）

（例：4月分→5月10日必着、5月11日以降の到着分は5月分扱いとなります）

～～ ご注意 ～～

2019年度分（2019年4月1日～2020年3月31日）は2020年4月10日必着で
願います。4月11日以降は当事務局ではお受けできません。

3. 当事務局からのお支払いについて

- ① お支払日・・・ご請求月3ヶ月後の25日払い（例：4月分→7月25日）

振込手数料を差し引いてのお振込みとなります。

- ② 振込手数料・・・5万円未満 → 324円 5万円以上 → 432円

- ③ 償還払い・・・当事務局からのお支払いは医療機関のみとなっています。

償還払いにつきましては、各市町村にお問い合わせ下さい。

* * 振込金額に関するお問い合わせは振込後1週間以内をお願いします。* *

2019年度の詳細につきましては、神奈川県産科婦人科医会 HPでご確認ください。

送付先 〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4F

神奈川県産科婦人科医会 TEL 045-242-4867 FAX 045-261-3830

2019 年度妊産婦健康診査変更について

○逗子市

産後健康診査にかかる補助を 1 回から 2 回に変更

1 開始日

2019（平成 31）年 4 月 1 日から

2 対象者

- ・産後健康診査日に逗子市に住民基本台帳のある方。
- ・2019（平成 31）年 4 月 1 日以降に出産し健康診査を受診した概ね 1 か月までの産婦。

<補助券の交付>

・2019（平成 31）年 4 月 1 日以降に妊娠届を出された方は、母子健康手帳をお渡しする際、産後 2 回の補助券が印刷された新しい妊産婦健康診査費用補助券を交付しますが、昨年度中に妊産婦健康診査費用補助券を取得した方は、出生届出時に 2 回目の産後補助券を交付する対応といたします。

*4 月 1 日以降出産した方で補助券をお持ちでない方がいましたら、逗子市子育て支援課へお問い合わせいただくようご案内ください。新しい補助券の交付、もしくは償還払い等の対応をいたします。

<問合先>

逗子市教育部子育て支援課

電話 046(873)1111（内線 537、541）

○三浦市 産後 1 回 補助額 4,000 円

1 産婦健康診査費用補助券利用期日

2019 年 4 月 1 日健診分より

2 対象者

産婦健康診査受診時に三浦市に住所のある産後 8 週までの産婦

3 内容

エジンバラ産後うつ病質問票については点数をご記入ください。

エジンバラ産後うつ病質問票は病院で保管

4 公費負担の回数、金額について

補助回数・・・産婦 1 人当たり 1 回

補助額・・・4,000 円

※平成 30 年度中に交付した補助券綴りには産婦健康診査費用補助券がありません。対象者宛に追加交付しておりますが、4 月 1 日以降に産婦健診を受診したが補助券の交付を受けていない（受け取っていない）場合、申し出により償還払いの対象となりますので、明細書および領収書を保管するように受診者にお伝え下さい。不明の場合は子ども課にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

問合せ
三浦市保健福祉部子ども課
三浦市城山町1-1市役所分館2階
電話：046-882-1111（内線336・337）

○大和市 補助券の回数記載の変更 問い合わせ 大和市 すくすく子育て課
電話 046-260-5609

○葉山町 変更内容
(これまで) 妊婦健康診査 初回 (医療機関専用券) 10,000円
2~14回目 3,500円
産後健康診査 15回目 3,500円



(変更後) 妊婦健康診査 初回 (医療機関専用券) 12,000円
2~14回目 4,000円
産後健康診査 15・16回 4,000円

補助拡充の開始日：平成31(2019)年4月1日

対象者：平成31(2019)年4月1日以降に妊婦健康診査・産後健康診査を受診し、新しい補助券を持参した妊産婦で、健診日に葉山町に住所を有する方

※旧補助券は4月以降使用できません。対象者に個別通知しておりますが、もし窓口で旧補助券を提出される妊産婦がいらっしゃいましたら、葉山町子ども育成課へ問い合わせるようご案内していただければと思います。新しい補助券の交付あるいは償還払いで対応いたします。

お問い合わせは
葉山町子ども育成課 脇田
電話 046-876-1111(内線224)

○寒川町 産後2週間補助券：出産後5日目~21日目
産後1か月補助券：出産後22日目~60日目
助成額：5,000円。補助券は、神奈川県産科婦人科医会請求
エジンバラ質問票は 医療機関で保存
受診費用が助成額を下回る場合使用不可 この場合でもエジンバラ質問票は、実施

お問い合わせは 寒川町 子育て支援課
電話 0467-74-1111 内線164、165、166

○中井町

《妊婦健康診査費用の補助について》

	新券 平成31年4月1日より	旧券 平成31年4月1日より無効
医療機関専用券 1回目	<u>18,000円</u>	<u>20,000円</u>
2～5回目	5,000円	5,000円
6回目	10,000円	10,000円
7～9回目	5,000円	5,000円
10～14回目	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>
追加補助券	<u>1,000円</u> ×2.2枚	

※旧券を持っている妊婦には補助券交換をし、4月1日以降の受診の際に持参するのは新券となります。

追加補助券の使用について

○妊婦健康診査費用補助券に上乗せして使用できる1枚1,000円の補助券を22枚（前期と後期に分けて11枚ずつ）交付します。1回の支払いに複数枚使用できます。**追加補助券のみの使用はできません。**

○**1,000円未満の端数に、補助券は使用できません。**

○産婦健康診査には使用できません。

《産婦健康診査費用の補助について》

産婦健康診査（産後1か月）	<u>3,000円</u>
---------------	---------------

補助券の使用について

○対象は**平成31年4月1日以降に出産した方**です。

○「こころの健康チェック」（エジンバラ産後うつ病質問票）は必須となります。質問票を確認していただき、支援が必要と認められた場合は中井町

への連絡をお願いいたします。

○「こころの健康チェック」は母子健康手帳の1か月児健康診査のページ隣に添付しております。産婦健康診査（産後1か月）受診当日、もしくは前日に記入するよう説明しています。

○補助券の有効期限は産後7週以内です。産後8週を過ぎた場合は使用できません。

お問い合わせは、中井町健康課 電話 0465-81-5546

○開成町 産後健診1回分 補助券のみ 2019年4月1日以降に出産した方
補助額 4,000円 補助券のみ請求
エジンバラ質問票は開成町に送付

○湯河原町

1 妊婦健康診査費用助成（変更）

妊婦健康診査費用の助成額が変更となります。また、新たに追加補助券（1,000円券）を交付します。

補助券の種類		助成額（変更前）	助成額（変更後）
1	医療機関専用券（初回）	10,000円	15,000円
2	2～14回目補助券	4,000円	4,000円
3	追加補助券		1,000円

【注意事項】

- ・「追加補助券」は、「2～14回目補助券」と併用して、健診費用が5,000円以上の場合に1回につき1枚利用できます。

2 産婦健康診査費用助成（新規）

新たに産婦健康診査費用を助成します。

補助券の種類	有効期間	助成額
1回目	産後2週間	4,000円
2回目	産後1か月	4,000円

【注意事項】

- ・必ず「産後の気分について質問票（EPDS）」を実施して、補助券と合わせて神奈川県産科婦人科医会へ送付してください。（各医療機関で使用されているEPDS質問票を使用いただいても構いません。）
- ・EPDSの点数が9点以上、問10に点がついた場合は、速やかに湯河原町保健センターにご連絡ください。

3 新生児聴覚検査費用助成（新規）

新たに新生児聴覚検査費用を助成します。（※1人1回限り）

検査方法	助成額
自動聴性脳幹反応検査（A A B R） 聴性脳幹反応検査（A B R）	5,000円
耳音響放射検査（O A E）	2,000円

【問合せ先】

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-1-3

湯河原町保健センター 母子保健担当
廣瀬

電 話：0465-63-2111（内線 367）

F A X：0465-62-7001

E-mail: hoken@town.yugawara.kanagawa.jp

※すべての補助券の記入もれないようにお願いいたします。記入もれがある場合補助金額を受けることができませんので特に注意して請求してください。

（実施年月日 病院名 産後の点数記入 医療機関控えでの提出など）